

職業安定法施行規則及び建設労働者の
雇用の改善等に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱



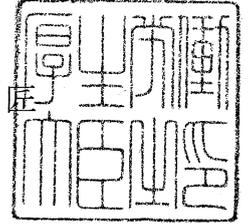
厚生労働省発職 0729 第 2 号

令和元年 7 月 29 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 根本



厚生労働省設置法（平成 11 年法律第 97 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業安定法施行規則及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業安定法施行規則の一部改正

一 受付手数料の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき七百十円（消費税法第九条第一項本文の規定の適用を受ける者（以下「免税事業者」という。）にあつては、六百六十円）とするものとする。

二 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額とするものとする。

(一) 支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（二）及び（三）の場合を除く。）

(二) 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合（三）の場合を除く。）にあつては、六箇月間の

雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に

相当する額

(三) 期間の定めのない雇用契約に基づき同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の百分の十四・八（免税事業者にあつては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額

第二 建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則の一部改正

一 受付手数料額の最高額の改正

受付手数料の最高額を、一件につき七百十円（免税事業者にあつては、六百六十円）とするものとする。

二 紹介手数料の最高額の改正

紹介手数料の最高額を、次のいずれかに掲げる額とするものとする。

(一) 支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額（(二)の場合を除く。）

- (二) 同一の者に引き続き六箇月を超えて雇用された場合にあつては、六箇月間の雇用に係る賃金について支払われた賃金額の百分の十一（免税事業者にあつては、百分の十・三）に相当する額又は当該支払われた賃金から臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除いた額の十四・八（免税事業者にあつては、百分の十三・九）に相当する額のうちいずれか大きい額

第三 その他

- 一 この省令は、令和元年十月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に際し必要となる経過措置その他所要の規定の整備を行うものとする。